資料３

事業系ごみ　ごみ減量・リサイクルガイドラインの改定について

１　位置づけと経緯

基本方針２　事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

→ 基本施策３　分別及び資源化の促進に向けた誘導

→ 【個別施策１】古紙搬入規制の徹底

〇展開検査　年 100 回　154 台　混入率 0.59%　直接的な減量効果約 1.6t
〇展開検査を強化したが混入率の増加を防止する程度の効果にとどまっており、古紙の混入率は徐々に減少傾向にあるが、大幅な減量には貢献できそうにない状況。

→ 基本施策４　産業廃棄物の混入防止

→ 【個別施策１】産業廃棄物の搬入規制の強化

〇動植物性残渣等の訪問指導　約 20 社　約 1600t 減（約 130t 減／月）
〇多量排出事業者に指導し、今後は中小事業者への指導となるが、大幅な減量が見込めない状況。

上記の結果、昨年実施した減量対策では大幅な減量に目途が立たないと考えられるため、更なる減量対策として、平成２５年４月から廃棄物政策課、対策課、施設課の廃棄物３課による事業系ごみ対策プロジェクトチームを立ち上げ、【［基本施策１］制度の周知徹底［個別施策１］『制度のより分かりやすい周知手法の検討』】に基づき、「事業系ごみ　ごみ減量・リサイクルガイドライン」の見直しを進めた。

２　ガイドライン検討結果のまとめ

（１）　市の施設に「搬入できる廃棄物」、「リサイクル誘導する廃棄物」、「搬入を禁止する廃棄物」を明確化し、より分かりやすいガイドラインとする。

（２）　現在の「可燃」、「不燃」の区分の中で、これらに混入して搬入されていたびんや缶、廃プラスチック類等について、明らかに産業廃棄物として処理すべきもののルールを明確化するとともに、各品目を少量のみ排出する事業者の実態を考慮する。

（３）　市内排出事業者の準備期間が必要となるため、平成２６年度から周知を行い、経過措置を設けて平成２７年４月から新しいガイドラインを本格的に施行する。

３　ガイドラインの見直し案

品目	見直し案	処理方法
びん（約 500t） 缶（約 500t）	搬入禁止	リサイクル業者に誘導（比較的安価で処理可能）
ペットボトル （約 1,350t）	搬入禁止 （少量のみ受入）	産廃として市施設への搬入を禁止する ただし、90 ℓ/回以内は「可燃」として受入する
廃プラスチック類 （約 14,554t）	搬入禁止 （少量のみ受入）	産廃として市施設への搬入を禁止する ただし、各 90 ℓ/回以内は「可燃」「不燃」として受入する
水銀・鉛含有物 （水銀体温計、小型蛍光管、電池類、小型家電類） スプレー缶 ライター	搬入禁止 （少量のみ受入）	産廃として市施設への搬入を禁止する ただし、少量のみ分別していれば受入し、適正なルートで処理する（焼却・破砕ラインには入れない）
木くず 食品系廃棄物	リサイクル依頼	リサイクル業者に誘導（処理費用は市よりも高価） ※市の施設から出るごみについては、率先してリサイクルする

【市の処理施設受入】（変更の無いもの）

事業系一般廃棄物	具体例：リサイクルできない紙ごみ、生ごみ、木くず等	市の施設で受入する

４　今後のスケジュール